

浜田市カスタマーハラスメント防止に関する条例検討委員会規則をここに
公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市規則第 25 号

浜田市カスタマーハラスメント防止に関する条例検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浜田市附属機関設置条例（平成17年浜田市条例第18号）第3条の規定に基づき、浜田市カスタマーハラスメント防止に関する条例検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期)

第2条 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議の議事に当たり、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(服務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課カスタマーハラスメント対策推進室において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が

会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(会議の招集の特例)
- 2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。